

所得補償保険

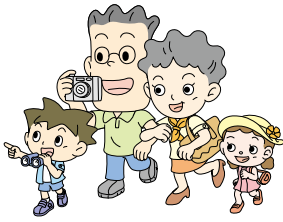


突然のケガや思わぬ病気…。

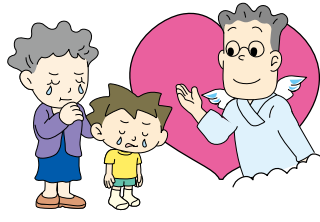
働けなくなったときの「もしも」の備えは万全ですか。

大同火災の所得補償保険は、ケガや病気によって働けなくなったとき、あなたの毎月の所得を補償します。

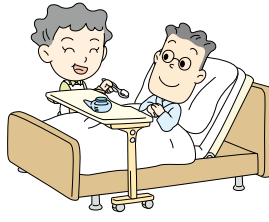
大同火災の所得補償保険の特徴



1 業務上、業務外はもちろん、レジャーや海外旅行中の被保険者のケガや病気による就業不能まで補償します。



2 不慮の事故で、万が一被保険者が死亡された場合、月間所得額の50倍(50倍型)または100倍(100倍型)の一時金をお支払いします。



3 被保険者が長期療養の場合、1カ月ごとに保険金をお支払いします。



4 ご家族の日常生活の賠償責任に備えられます。
賠償責任特約をセットすることにより、他人のものを壊したり、他人にケガを負わせたりすることによって負担することになる法律上の賠償責任を補償します。
※賠償責任特約に限り、日本国内の事故のみが対象となります。

5 簡単 加入の申込み
ご加入の際、医師による審査は必要ありません。
(簡単な健康状況告知書による告知が必要です。)

6 お得 保険料のバック
無事故の場合は保険料の20%が戻ります。(注)
保険期間中無事故の場合は、満期時に無事故戻しとして保険料の20%をお返しします。
(注) 1 保険期間の途中で解約または解除された場合には無事故戻しは行いません。
2 賠償責任の保険料部分は返れいの対象になりません。

ご契約タイプ

■傷害特約保険金額が所得補償保険金額(月額)の50倍に設定された「50倍補償型」、100倍に設定された「100倍補償型」、契約者の任意で設定する「任意型」があります。
また、ご希望により「基本契約のみ」または「入院のみ補償特約」をセットしたご契約もできます。
■被保険者が就業不能となった場合に、事業主が従業員に支払う給与等の費用または代行者を雇い入れるための費用を支払う「事業主費用補償特約」があります。

■被保険者が日本国内において、本人およびその家族がその日常生活において他人を死傷させ、または、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金を支払う「賠償責任危険補償特約」もセットできます。
■保険料は職業(職種)や年齢などで異なります。
■ご希望により免責期間、てん補期間を設定することができます。
※※詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

職種級別表

| 級別 | 職業例 |
|------------------|--|
| 基本級別1級 傷害級別1級 | 会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、タイピスト、医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、会計士、司法書士、教師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)、測量人、家政婦 等 |
| 基本級別2級 傷害級別1級 | 研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、無線士、通信士、電話交換手、郵便配達人、電気機械器具組立工(手工)、印刷作業(製版・印刷・製本(手工))、ゴム製品製造工(手工)、食料品製造業者(手工)、理容師、料理人、屋内清掃業者 等 |
| 基本級別2級 傷害級別2級 | 電気機械器具組立工(機械工)、時計・光化学機械器具組立工(機械工)、縫製作業者(機械工)、計器組立工、ゴム製品製造工(機械工)、プラスチック製品成形・加工工(手工)、食料品製造業者(機械工)、玩具組立工(機械工) 等 |
| 基本級別3級 傷害級別1級 | 金属彫刻工、かわ製品製造業者(手工)、陶磁器成形工・焼成工、七宝工、化粧品製造工 等 |
| 基本級別3級 傷害級別2級 | 研究者・技術者(危険物を取り扱う方)、針金製品・針・ばね製造工、化学工(危険物を取り扱わない方)、めっき工、ハイヤー・タクシー運転手、製糸・紡織業者(機械工)、パルプ工・紙料工(機械工) 等 |
| 基本級別3級 傷害級別3級 | 金属工作機械工、金属プレス工、電気溶接工、ガス溶接工、金属研磨工、自動車組立業者、重機械組立工、ガラス製品成形工、再生ゴム製造工、大工・建設・土木業者、配管工 等 |

用語の解説

- 1. 被保険者とは**
保険の補償を受けられる方をいいます。
- 2. 就業不能とは**
 - ①入院のみ補償特約をセットしない場合
傷害または疾病を被りその治療のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。
 - ②入院のみ補償特約をセットする場合
傷害または疾病を被りその治療のために入院していることにより証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

3. 入院とは

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

4. 免責期間とは

継続して就業不能である日数で、契約により取り決めた一定の期間(たとえば7日間)を指し、就業不能になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。

5. 就業不能期間とは

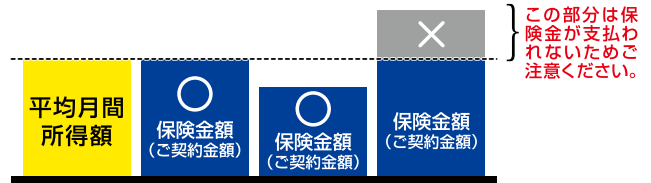
免責期間終了日の翌日から起算して、契約により取り決めるてん補期間内の就業不能日数をいいます。

保険金額設定上のご注意

1. 所得補償保険金額の設定（注）につきましては、平均月間所得額の範囲内で、適切な額をご設定ください。

ご契約金額が被保険者の「平均月間所得額」を上回っている場合には、その上回る部分については保険金が支払われませんのでご注意ください。

（注）所得補償保険金額（ご契約金額）の設定につきましては、平均月間所得額の範囲内で、被保険者の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます。）による給付内容等を勘案し、ご設定ください。



2. ご契約者と被保険者が異なり被保険者の同意が確認できない場合、ご契約いただける傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険金額は被保険者ごとに同種の他の保険契約等と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

※補償内容の同様な保険契約がある場合、補償が重複することがあります。補償内容や保険金額をご確認ください。

ご契約にあたってのご注意

■もし事故にあわれたとき、または病気になったときは

- 基本契約の対象となる就業不能期間が始まったときは、30日以内に当社または取扱代理店へ疾病または傷害の状況や程度をご通知ください。正当な理由なくご通知のない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので十分にご注意ください。
- 傷害特約の場合、傷害を被ったときは、上記と同じようにご通知ください。正当な理由なくご通知のない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので十分にご注意ください。
- 所得補償保険金のご請求にあたっては、原則として所得を証明する書類の提出が必要です。
- 賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、賠償責任保険金では、重複する他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。

●税法上の取扱い

保険契約者が個人の場合、お支払いいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。なお、上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■ご契約時のご注意（告知義務等）

- 保険料は、職業（職種）や年齢などで異なります。
- 申込書等に☆または★が付された事項「同種の他の保険契約等」はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。（弊社代理店には告知受領権があります。）

※現在の健康状態、過去の病歴等について正しく告知ください。健康状況告知質問事項の内容によってはご契約をお引受けできないことや、特定の病気・症状について補償対象外とすることがあります。

- 次のような場合には、新規契約および継続する契約ともに契約条件を見直していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。なお、被保険者の年齢が15歳未満の契約等はお引受けできません。
 - これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合等
 - 被保険者の年齢が64歳以上の場合
- この保険にご加入になる前から発生しているケガや病気（痔疾、腰痛などの持病・慢性病を含みます。）による就業不能については、告知の内容にかかわらずお支払いの対象となりません。

■その他ご注意いただきたいこと

- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご連絡ください。
- この保険は、保険期間が1年以下の契約となるため、ご契約のお申込みを撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。
- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がごいます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

このパンフレットは「所得補償保険」の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

| お客さま相談センター | |
|--|-----------------------------|
| 受付時間：午前 9:00～午後 5:00 (土日・祝日および12/31～1/3を除きます) | |
| お問い合わせ・ご相談 | ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター) |
| ご不満・ご意見・ご要望 | ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター) |

万一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

| 事故受付センター | |
|---|--|
| 受付時間：平日 (午前 9:00～午後 6:00) | |
| TEL 098-869-3119 (事故受付センター) | |
| 受付時間：平日夜間 (午後 6:00～翌朝 9:00) 土日・祝日および12/31～1/3 | |
| ☎ 0120-091-161 (事故受付センター) | |

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)
受付時間：午前 9:15～午後 5:00 (土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

— 郷土の損害保険会社 —

★ 大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは